

天草市定住促進奨励金交付要領

第1 目的

この要領は、天草市補助金等交付要綱第2条に基づき、同条別表天草市定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、本市への定住を促進し人口の増加及び地域の活性化を図ることを目的とする。

第2 奨励金の交付対象

奨励金の交付対象者は、交付申請時において、次に掲げる要件をすべて満たす定住世帯とする。ただし、転勤による者、婚姻による者、児童生徒、学生、生活保護の受給者及び市税等の滞納者は除く。

- (1) 本市以外（上天草市及び苓北町を除く。）から本市へ空き家等情報バンク制度を利用して転入し、過去に本市（天草市設置前の旧市町を含む。）に居住したことがないこと。ただし、過去に本市を転出し、5年以上経過した者にあつては、2人以上の世帯構成員で転入する世帯も対象とする。
- (2) 本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者で、生活の本拠を本市に有し、かつ、3年以上居住すること。

第3 奨励金の交付申請

奨励金の交付を受けようとする定住世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、本市に転入した日の翌日から起算して90日以内に、天草市定住促進奨励金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯全員の分）又は外国人登録証明書の写し
- (2) 戸籍の附票（外国人登録原票に登録されている者を除く。）
- (3) 誓約・承諾書（別記様式第2号）
- (4) 納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4 交付決定の取消し

奨励金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則第16条に定める事項に該当したとき。
- (2) 本市に居住後3年以内に転出したとき。

第5 奨励金の返還

奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。この場合において、奨励金の返還額は別表により算出するものとする。

第6 雑則

規則第19条に定める必要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 定住促進奨励金支給台帳を備え付け、保管しなければならない。

(附則)

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第5項関係）

居住年数	返還率
1年未満	100%
1年以上2年未満	70%
2年以上3年未満	30%

補助金等交付申請書

平成 年 月 日

天草市長 様

住所
申請者
氏名 印

平成 年度における天草市定住促進奨励金の交付を受けたいので、天草市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 住民登録関係

転入前住所						
転入後住所						
世帯構成	氏 名	年齢	性別	続柄	生年月日	備 考
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	

3 添付書類

- (1) 住民票の写し（世帯全員の分）又は外国人登録証明書の写し
- (2) 戸籍の附票（外国人登録者を除く。）
- (3) 誓約・承諾書（別記様式第2号）
- (4) 納税証明書
- (5) その他市長が必要であると認める書類

別記様式第2号（第3項関係）

誓約・承諾書

私は、天草市定住促進奨励金の申請に当たり、天草市に3年以上定住し、天草市住民としての自覚を持って、地域の活性化と天草市の発展のために協力することを誓約いたします。なお、天草市定住促進奨励金交付要領第4項に該当することとなったときは、同要領第5項の規定に基づく返還命令に従い、既に交付を受けた奨励金を返還します。

また、天草市が本申請において審査する際に必要な事項・内容について調査することを承諾します。

平成 年 月 日

住所
申請者
氏名

㊞

天草市長 様